

11 届出書・添付書類の記載例

・様式1 特定工場新設（変更）届出	36
・様式B 特定工場新設（変更）届出及び実施工期間の短縮申請書（一般用）	37
・特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	39
・委任状について	41
・別紙1 特定工場における生産施設の面積	42
・別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	43
・様式例第1 事業概要説明書	45
・様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	46
・様式例第3 特定工場用地利用状況説明書	47
・様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程	48
・準則計算表（単一業種の場合）	50
・準則計算推移表（単一業種の場合）	52
・準則計算表（兼業の場合）	54
・準則計算推移表（兼業の場合）	56
・様式3 氏名（名称、住所）変更届出書	58
・様式4 特定工場承継届出書	59
・特定工場廃止届	60

様式第1

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成 年 月 日

(提出を行う自治体の首長名) 殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者)

法人名法人の所在地

印

代表者 役職・氏名

(担当者) (所属と氏名)

電話

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	m ²
5	特定工場における生産施設の面積		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		
9	特定工場の新設（変更）ための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※整理番号			
※受理年月日			
※審査結果			
備考	※ 備 考		

- 備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。
 2. 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 3. 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載すること。
 4. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 5. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 6. 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 7. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること

様式B 特定工場新設（変更）届出及実施制限期間の短縮申請書（一般用）

記載例

※ 様式1の記載の場合もこちらを参考にしてください。

様式B

該当する方に下線をひく



特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

神奈川県知事 殿

(提出を行う自治体の首長名)

→ 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人

①参照 にあってはその代表者 印

 ○ ○ ○ 食品 株式会社

神奈川県△△市△△1-1

代表取締役 神奈川 太郎

印

総務課

(担当者) ○ ○ 電話 (○○○○) (○○) (○○○○) 番

備考4参照

↑ 実務担当者（質疑応答のできる人）を記入

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1 特定工場の設置の場所	〒○○○-○○○○ 神奈川県△△市△△1-1		
2 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類）	食パン 菓子パン (1271) パン製造業		
3 特定工場の敷地面積	変更前32,564m ² 変更後35,568m ² (+3,004m ²)		
4 特定工場の建築面積	②参照	変更前 6,892m ²	変更後 7,352m ²
5 特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7 工場団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 ← 備考5、③参照	造成工事等		
	施設の設置工事	平成12年○月○日	
※ 整理番号			
※ 受理年月日			
※ 審査結果	※ 備考		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄に記載すること。（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）
- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 5 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

① 代理人が届け出る場合には下記のとおり2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。（P. 39参照）

○○○工業 株式会社
神奈川県横浜市中区日本大通1
代表取締役社長 神 奈 川 太 郎

代理人 ○○○工業 株式会社 横須賀工場
横須賀市小川町11
横須賀工場長 ○○△△印

② 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てる。別紙1、2等の生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積についても同様にする。

③ 9欄では、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に記入する。

特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

記載例

特定工場の新設 **変更** の趣旨説明書

1 会社概要（届出工場） (本社)

会社名 マルマルショクヒンカブシキガイシヤヒラツカヨウジウ
○○食品株式会社平塚工場 ○○食品株式会社
住所 神奈川県平塚市○○1-1 東京都千代田区△△1-1-1
郵便番号 000-0000
設備投資予定額（百万円） 870 (環境施設) (生産施設・建築物) (その他)
(内用地費) (百万円) 0

2 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例による区域区分
(工場の立地している用途地域について該当するものに○印をつける。)

区域の区分	用途地域等	
1 第一種区域	商業系用途区域、 市街化調整区域あるいは未線引き区域	住居系用途区域、 用途指定のない区域
2 第二種区域	工業専用地域	工業地域
3 1, 2以外の区域	準工業地域、	都市計画区域外

3 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつける。）

敷 地	新設	増	減
生 产 施 設	新設	増設（築）	改築（全部）・一部 撤去（全部）・一部
緑 地	新設	増設	配置替え 撤去（全部）・一部
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え 撤去（全部）・一部

4 新設（変更）の趣旨説明

(1) 理由

弊工場は以前より手狭であったが、隣地の空地を借地できることになったため、ここに第二菓子パン工場を建設する。また既存敷地内においてもボイラー室を建替し、同時に緑地の整備も行い環境の向上を目指す。

- ・借地により敷地増 +3,004m²
- ・ボイラー室のスクラップアンドビルト（セー4）撤去 80m²・新設 95m²
- ・第2菓子パン工場（セー5）新設 1,050m²
- ・ボイラー室南（リー3）一部撤去 40m²・ボイラー室北（リー4）増設 25m²
- ・第2菓子パン工場まわり（リー5）新設 100m²
- ・敷地南側（リー6） 増設 300m²
- ・太陽光発電施設（カー2）増設 300m²

(2) 変更内容

	変更前(m ²)	変更後(m ²)	増 減(m ²)
生 产 施 設	4, 258	5, 323	△80 +1, 145
緑 地	1, 195	1, 580	△40 +425
環 境 施 設	1, 180	1, 480	+300
敷 地 面 積	32, 564	35, 568	+3, 004

○標題のうち「新設（変更）」については届出に応じいずれか該当する文字を○で囲む。

- 「1 会社概要」では、届出工場と本社工場が異なる場合には併記する。
- 「2 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例による工場立地区分」では、工場が立地している区域の都市計画法上の用途地域と条例で定めている区域の区分について該当する項目を○で囲む。
- 「3 新設（変更）の内容」については、○印を次のとおり。

<敷 地>

増減がある場合は、両方に○をつける。（シ一1等の番号）

<生産施設>

全体的にとらえるのではなく、施設番号がつけられた生産施設個々についてとらえる。
従って複数の項目に○がつくことがある。

「新設」 シ一1等の番号を新しくつけて、生産施設を設置すること。

「増設（築）」 現在ある生産施設に増設（築）を行うこと。（番号はそのままで面積が増加のみする場合）

「改築（全部）」 工場建屋等の全面的スクラップアンドビルド。（番号はそのまま）

「改築（一部）」 工場建屋等の一部のスクラップアンドビルド。（番号はそのまま）

「撤去（全部）」 工場建屋等の全面的撤去（番号がなくなる）

「撤去（一部）」 工場建屋等の一部撤去（番号はそのままで面積が減少のみする場合）

<緑地、緑地以外の環境施設>

考え方は生産施設と同じ。番号がつけられた緑地（緑地以外の環境施設）個々についてとらえる。

「新設」 リー1（カ一1）等の番号を新しくつけて、緑地（緑地以外環境施設）を設置すること。

「増設」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）に増設を行うこと。（番号はそのまま）

「配置替え」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画をそのまま別の所に移設する。
(番号はそのままで面積も変わらない。)

「撤去（全部）」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画を全部撤去すること。

「撤去（一部）」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画を一部撤去すること。

- 「4 趣旨説明」については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。

変更内容の増減欄は、変更前面積と変更後面積の差し引きではなく、別紙1、別紙2の増減面積欄の合計（各施設番号ごとの増面積と減面積のそれぞれの合計）を記載すること。

- 工場案内等の会社概要説明書があれば添付するようお願いする。

委任状について

※代理人が届け出る場合は、代表者の委任状が必要。

1 委任状の様式

委任状

私は、神奈川県□□市○○町1-1における○×株式会社神奈川工場工
場長△△△△を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

平成 年 月 日

神奈川県○○市○○町1
○×株式会社
取締役社長 ○○ ○○ 印

2 委任状の取り扱い

一度委任状を届出後、委任者、受任者のどちらにも変更がない場合は、新たに委任状を作成する必要はなく、次回からの届出の際は、写しで良い。

別紙1 特定工場における生産施設の面積

記載例

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面 積 (m ²)	増減面積 (m ²)
第一工場	セー1	変更前 2,980	変更後 2,980
イースト菌工場	セー2	253	253
第一菓子パン工場	セー3	945	945
ボイラ室	セー4	80	95 △80 +95
第二菓子パン工場	セー5	なし	1,050 +1,050
生産施設の面積の合計		4,258	5,323 △80 +1,145

備考4参照
差引き計算は
しないこと

備考1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。

ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時にを行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

記載例

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積 備考1参照

増減の差引計算はしないこと

緑地の名称	施設番号	面積(m ²)	増減面積
低木地 正門東側	リ-1	変更前 180	変更後 180
樹林地 敷地北側周辺部 (運動場)	リ-2 ①参照	800 (200)	800 (200)
芝生・低木混合ボイラー室南	リ-3	80	40
低木地ボイラー室北	リ-4	35	+25
芝生 第二菓子パン工場まわり	リ-5	なし	100
高木地敷地南側	リ-6	100	+100
		400	+300
緑地面積の合計		1,195	△40 +425
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積(m ²)	増減面積
池	カ-1	変更前 180	変更後 180
太陽光発電施設 (クラブハウス)	カ-2 ②参照	1,000 (100)	1,300 (100)
		1,180	△0 +300
環境施設の面積の合計		2,375	△40 +725

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、リ-2の一部、リ-6、カ-1、カ-2	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	③参照	1,760m ²
配置について勘査した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は県道〇〇〇号であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようしている。	

- 備考1 緑地の名称の欄には、区画毎に高木・低木・芝などの緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 施設番号欄には、緑地はリー1、緑地以外の環境施設はカー1からはじまる一連番号を記載すること。
- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともにその変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設の面積の合計及び環境施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設の面積及び環境施設の面積の合計を記載すること。

- ①緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生育する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号イ又はロの基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は当該施設の種類及び面積（内数）を（ ）書きで付記する。
- ②環境施設に一般開放していない体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積（外数）を最後に（ ）書きで記載する。
- ③敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が該当する場合は、「カー2の一部」のように記載する。

様式例第1

整理番号

事業概要説明書

①参照

1	生産開始の日 (35.1.20)		23年2月10日			
	主要製品別生産能力及び生産数量 ← 備考(1) 参照					
	製品名		生産能力		生産数量	
2	熱分析装置 ガス分析機器		15,000台／月 10,000台／月		10,000台／月 7,000台／月	
	水源別工業用水使用量 計 600 (単位:トン/日)					
3	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水
	300			300		
	電力の使用量 計 20,000 (単位:KWH/日)					
4	買電による電力使用量 20,000			自家発電による電力使用量		
	従業員数 計 (2) 参照 315 (単位:人)					
5	職員	男 30 女 15	工具	男 150 女 120	計	男 180 女 135

備考 生産能力（フル稼働時）及び生産数量（最近の実績）は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載。（例トン／日、m³／月等）

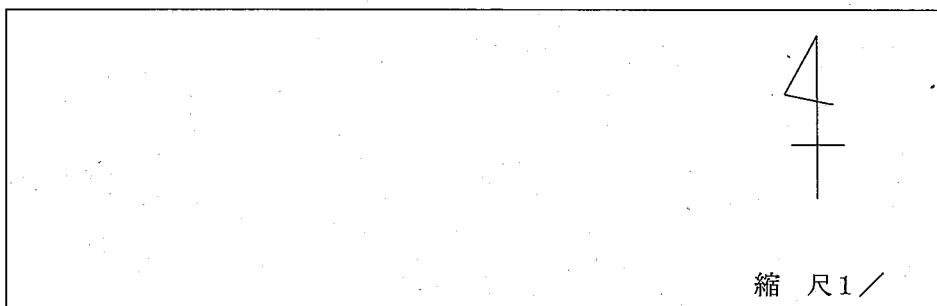
①生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載。
なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を（ ）書きで併記する。

②従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含める。

様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

記載例

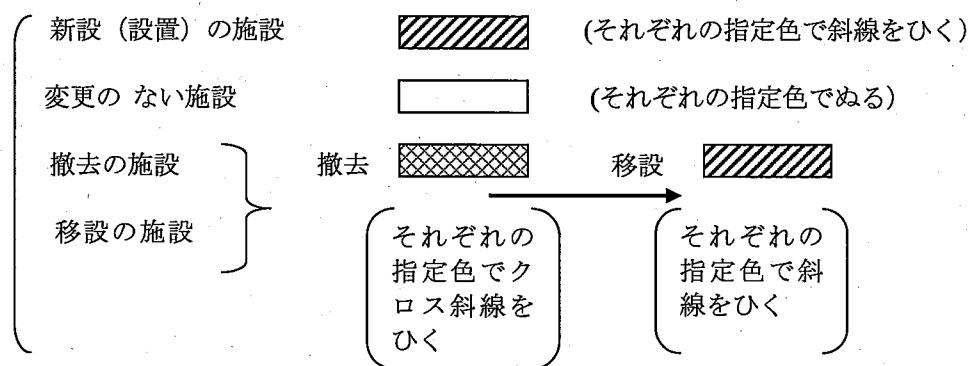
様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図・平面図を使用し、別添にしてもよい。



- 備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記する。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設を、下表に指定する色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記する。

施 設	指 定 色
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう次のように明示する。



- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の尺度は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度とする。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設または教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付する。
- 7 環境施設のうち太陽光発電施設がある場合は、太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所及び発電した電力の用途を記載した書類を添付する。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	35,568m ²	うち自己所有地	32,564m ²
都市計画法上の 区域区分 (右記の該当項目を ○で囲んでください)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図	特定工場の利用 に供する土地の 説明 工業団地		

備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含む。

- 2 都市計画法上の用途地域を記入する。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入する。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地利用状況を明示する。(地図等の添付でも良い。)

様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程

記載例

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

		工事の日程									
年月 工事の種類		年 月	22年 2月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	23年 1月	年 月	年 月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等を記載			2/1 ↔ 増	2/28							
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
ボイラー室 第2菓子パン工場	セー4 セー5		備考1参照 ↓ 2/1	4/1 ↔	4/20 ↔	5/30			1/31 2/10 稼働		
備考2参照											
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
ボイラー室南 ボイラー室北 第2菓子パン工場まわり敷地南側 太陽光発電施設	リー3 リー4 リー5 リー6 カー2		4/1 一部 2/1 ↔ 増設	4/20 撤去	5/1 ↔ 増設 ↔ 増設	5/30			1/15 2/10 新 設		
その他の主要施設の設置工事 及び特別配置施設											

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記する。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載する。

- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載する。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該施設の種類を工事の種類の欄に明記する。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載する。

① 緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設 設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとする。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はその限りではない。

- イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
- ロ 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

準則計算書～既存工場の単一業種の記載例

準 則 計 算 書

中分類業種名 精密機械器具製造業

細分類番号 3217

$\gamma : 0.4 \quad \alpha : 1.2$

(1) 生産施設

$$(\text{单一業種}) \quad [P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1]$$

$$P = 500$$

$$S = 27,325$$

$$P_0 = 3,820$$

$$P_1 = 770 - 98 - 600 - 400$$

$$= (3,892 - 3,820 - 400)$$

$$= -328$$

$$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

$$= 0.4 \left(27,325 - \frac{3,820}{0.4 \times 1.2} \right) - (-328)$$

$$= 0.4 (27,325 - 7958.3) + 328$$

$$= 7,746.68 + 328$$

$$= 8,074$$

$500 \leq 8,074$ であるので適

(2) 緑 地

$$(\text{单一業種}) \quad [G \geq \frac{P}{\gamma} * \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)]$$

第一種区域	: 0.25
* 第二種区域	: 0.15
区域指定無し	: 0.20

<第二種区域に立地>

$$G = 400$$

$$P = 500$$

$$G_0 = 1,108 - 120$$

$$= 988$$

$$S = 27,325$$

$$\frac{P}{\gamma} \left(\frac{0.15}{S} - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$= 0.4 \left(\frac{0.15}{27,325} - \frac{988}{27,325} \right)$$

$$= 1,250 \times (0.15 - 0.03616)$$

$$= 142.3$$

$400 \geq 143$ であるので適

$$G_0 \text{ 算入面積} = 400 - 143 = 257$$

$$\text{次回の } G_0 = 988 + 257 = 1,245$$

(3) 環境施設

$$(\text{单一業種}) \quad [E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)]$$

第一種区域	: 0. 3
* 第二種区域	: 0. 2
区域指定無し	: 0. 25

<第二種区域に立地>

$$\begin{aligned} E &= 400 + 200 = 600 \\ P &= 500 \\ E_0 &= 1,584 - 120 \\ &= 1,464 \\ S &= 27,325 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) \\ &= \frac{500}{0.4} \left(0.2 - \frac{1,584 - 120}{27,325} \right) \\ &= 1,250 \times (0.2 - 0.05358) \\ &= 183.025 \end{aligned}$$

$600 \geq 184$ であるので適

$$E_0 \text{ 算入面積} = 600 - 184 = 416$$

$$\text{次回の } E_0 = 1,464 + 416 = 1,880$$

- 備考 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4ケタ）を記載のこと。
 2 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

準則計算推移表～既存工場の単一業種の記載例

(例2・単一業種の場合)

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	△△工業株 神奈川工場			
所在地	神奈川県横須賀市〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	TEL 046-xxxx-xxxx (団地名)			団地特例 有無
担当者	○○○○	代表業種名	一般製材業	
細分類番号	1211			
Poi	3,820			
① γi	0.4			
αi	1.2			
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積 7,746	② (計算式) 0.4 27,325 —	(1) 3,820 0.4 × 1.2	(1) G0 1,003 E0 1,547

整理番号 受理年月日 敷地面積	業種	生産施設面積		当該G設置 (G0)	G1 (次回G0) (3) (5)	当該E設置 (E0) (次回E0) (4)	E1 (6)	備考
		当該変更面積 △ 98	変更後面積 4,492					
60神第30号	3217	+ 770 △ 98	4,492	+ 640	1,391	+ 640	1,925	
60.7.25				△ 252		△ 262		
27,325				(307)	(1,058)	(249)	(1,534)	
7神第10号	3217	△ 600	3,892	+ 250	1,441	+ 250	1,975	
7.4.23				△ 200		△ 200		
27,325					(1,108)		(1,584)	
13神第15号	3217	+ 500 △ 400	3,992	+ 400	1,721	+ 600	2,455	県条例第二種区域
13.4.25				△ 120		△ 120		
27,325				(257)	(1,245)	(416)	(1,880)	

- 備考 (1) G0……昭和49年6月28日現在の緑地面積
 E0…… " 環境施設面積（緑地を含む）
- (2) 当該G（E）設置……当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積
- (3) (G0) { (E0) } ……当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
- G0 (E0) 算入面積のことである。
- (4) G1 (E1) ……当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計
- (5) (次回G0) (次回E0) ……当該変更後に設置されている緑地（環境施設）〔当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む〕の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
- (6) 備考……期間短縮、県条例による第一種区域・第二種区域・区域指定なしの区分等について記入
- ① P0i ……i業種について昭和49年6月28日現在設置済み、若しくは工事中であった生産施設面積
 γ_i ……i業種の生産施設面積率
 α_i ……i業種の既存生産施設用敷地計算係数
- ② 単一業種の場合は「増設可能敷地面積」の欄は「増設可能生産施設面積」としてとらえる
 (計算式)
$$\text{単一業種} \cdots \left[\gamma S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right]$$
- ③ 整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入
 ④ 業種欄には、細分類番号を記載
 ※ 届出ごとにこの表を作成（敷地面積の変更のみの場合も必ず作成する）

(例2) の推移表は、昭和49年6月28日現在、敷地面積27,325m²、生産施設面積3,820m²、緑地面積1,003m²、環境施設面積1,547m²であった工場が、3回の変更届出を行ってきた場合である。なお、当工場は工業専用地域に立地している（県条例第二種区域）。

- ・ 1回目：生産施設…… 770m²の増設と98m²の撤去
 緑 地…… 640m²の増設と252m²の撤去
 緑地以外の環境施設… 10m²の撤去
- ・ 2回目：生産施設…… 600m²の撤去
 緑 地…… 250m²の増設と200m²の撤去
 緑地以外の環境施設… 変更なし
- ・ 3回目：県条例施行後の平成13年4月25日に3回目の届出
 生産施設…… 500m²の増設と400m²の撤去（スクラップ&ビルド）
 緑 地…… 400m²の増設と120m²の撤去
 緑地以外の環境施設… 200m²の増設
 (3回目の届出は前ページの準則計算と対応しています。)

準則計算書～既存工場の兼業の記載例

準則計算書

中分類業種名	石油製品・石炭製品製造業
細分類番号	1711、1731
γ	0.6 0.3
α	1.3 1.4

(1) 生産施設

$$(2 \text{ 以上の業種}) \quad \left[\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \right]$$

$$\begin{aligned} n &= m = 2 \\ i &= 1, 2 \\ P_1 &= -1,600 + 1,700 - 220 \\ &\quad -40 + 170 = 10 \\ P_2 &= 520 - 50 + 125 = 595 \\ \gamma_1 &= 0.6 \\ \gamma_2 &= 0.3 \\ S &= 29,000 \\ P_{01} &= 1,600 \\ P_{02} &= 3,400 \\ \alpha_1 &= 1.3 \\ \alpha_2 &= 1.4 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \\ &= 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.6 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.3 \times 1.4} \right) \\ &= 29,000 - (2,051 - 8,095) \\ &= 29,000 - 10,146 \\ &= 18,854 \\ \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{10}{0.6} + \frac{595}{0.3} \\ &= 16.66 + 1,983.33 \\ &= 1,999.99 = 2,000 \end{aligned}$$

2,521 \leq 17,814であるから準則に適している。

(2) 緑地

$$(2 \text{ 以上の業種}) \quad [G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} * \frac{G_0}{(0.2 - S)}]$$

第一種区域	: 0. 25
* 第二種区域	: 0. 15
区域指定無し	: 0. 2

<第二種区域に立地>

$$\begin{aligned} n &= 2 \\ i &= 1, 2 \\ P_1 &= 170 \\ P_2 &= 125 \\ \gamma_1 &= 0.6 \\ \gamma_2 &= 0.3 \\ G &= 400 \\ G_0 &= 2,757 - 250 = 2,507 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(\frac{G_0}{0.15} - S \right) \\ = \left(\frac{170}{0.6} + \frac{125}{0.3} \right) \left(\frac{2,757 - 250}{0.15} - 29,000 \right) \\ = (383.33 + 416.66) (0.15 - 0.08645) \\ = (799.99 \times 0.06355) \end{aligned}$$

$$\frac{1}{50.83936} = 51$$

400 \geq 51であるから準則に適している。

G_0 算入面積 = 400 - 51 = 349

次回 G_0 = 2,507 + 349 = 2,856

(3) 環境施設

(2以上の業種) $E \geq \sum_{j=1}^n \gamma_j \cdot 0.25 - S$

<第二種区域に立地>

$j = 1, 2$

$E = 400 + 400 = 800$

$E_0 = 3,020 - 250 = 2,770$

他は緑地と同じ

第一種区域	:	0.3
* 第二種区域	:	0.2
区域指定無し	:	0.25

$$\begin{aligned}
 & \frac{170}{0.6} \frac{125}{0.3} \quad \frac{3,020 - 250}{0.2} - 29,000 \\
 & = (283.33 + 416.66) \quad (0.2 - 0.09552) \\
 & = 699.99 \times 0.10448 \\
 & = 73.134955 \quad 4 \\
 & = 73.134955 = 74
 \end{aligned}$$

$800 \geq 74$ であるから準則に適している。

E_0 算入面積 = $800 - 74 = 726$

次回 $E_0 = 2,770 + 726 = 3,496$

- 備考 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4ケタ）を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、様式は定めていない、各業種毎の生産施設の面積を
 γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
- 3 次頁例にならい準則計算推移表を添付すること。
- 4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

準則計算推移表～既存工場の兼業の記載例

(例3・兼業の場合)

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	△△(株)神奈川工場				
所在地	神奈川県横須賀市〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇				
	TEL 045-xxx-xxxx (団地名)			団地特例	有無
担当者	○○○○ 代表業種名 石油製品・石炭製品製造業				
細分類番号	1711	1731			
Poi	1,600	3,400			
① γi	0.6	0.3			
αi	1.3	1.4			
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積 18,854	② (計算式) 29,000 - $\left(\frac{1,600}{0.6 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.3 \times 1.4} \right)$	(1)	G0 2,500 E0 3,000	

③ 敷地面積	受付年月日	業種	生産施設面積		当該G設置 (G0) (次回G0)	G1 (3) (次回G0)	当該E設置 (E0) (次回E0)	E1 (5)	備考 (6)
			当該変更面積 △1,600	変更後面積 1,700					
61神第30号	2061	+ 1,700 △1,600	1,700	+ 900	3,400	+ 900	3,900		
61.7.20	2062		3,400						
29,000				(255)	(2,755)	(69)	(3,069)		
9神第10号	2061	△ 220	1,480	+ 400	3,550	+ 400	4,050		期間短縮
62.4.3	2062	+ 520	3,920	△ 250		△ 250			
29,000				(252)	(2,757)	(201)	(3,020)		
13神第17号	2061	+ 170 △ 40	1,610	+ 400	3,700	+ 800	4,600		県条例第二種区域
13.4.27	2062	+ 125 △ 50	3,995	△ 250		△ 250			
29,000				(344)	(2,851)	(708)	(3,478)		

- 備考**
- (1) G0……昭和49年6月28日現在の緑地面積
E0…… " 環境施設面積（緑地を含む）
 - (2) 当該G(E)設置……当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積
 - (3) (G0) { (E0)} ……当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち
当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
 - (4) G1 (E1) ……当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計
 - (5) (次回G0)
(次回E0) ……当該変更後に設置されている緑地（環境施設）〔当該届出前に届けられた
緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む〕の面積の合計のうち、
昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い
最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
 - (6) 備考……期間短縮、県条例による第一種区域・第二種区域・区域指定なしの区分等について
記入

[注]

- ① P0i……i業種について昭和49年6月28日現在設置済み、若しくは工事中であった生産施設面積

γ_i ……i業種の生産施設面積率（P61参照）

α_i ……i業種の既存生産施設用敷地計算係数（P62参照）

- ② 計算式

$$\text{兼業} \cdots \cdots S = \sum_{i=1}^m \frac{P0i}{\gamma_i \alpha_i}$$

- ③ 整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入する。

- ④ 生産施設面積の欄は、業種ごとに区分して記入する。

その場合、業種欄には細分類番号を記載してください。

※ 届出ごとにこの表を作成する。（敷地面積の変更のみの場合も必ず作成する。）

（例3）の推移表は、2つの業種をもつ工場が3回の変更届出を行った場合の例である。昭和49年6月28日現在、敷地面積29,000m²、生産施設面積（石油製品工場1,600m²、コークス製造工場3,400m²）、緑地面積2,500m²、緑地以外の環境施設面積（テニスコート）500m²である。なお、当工場は工業専用地域に立地している（県条例第二種区域）。

- ・ 1回目：生産施設……石油製品工場 1,700m²の増設と1,600m²の撤去
緑地……900m²の増設
 - ・ 2回目：生産施設……石油製品工場220m²の撤去、コークス製造工場520m²の増
緑地……400m²の増設と250m²の撤去
 - ・ 3回目：県条例施行後の平成13年4月25日に3回目の届出
生産施設……石油製品工場 170m²の増設と40m²の撤去（スクラップ＆ビルド）
コークス製造工場 125m²の増と50m²の撤去（スクラップ＆ビルド）
緑地……400m²の増設と250m²の撤去
緑地以外の環境施設…バレーボールコート 400m²の新設
- （※ 3回目の届出は前ページの準則計算に対応している。）

氏名（名称、住所）変更届出書

平成 年 月 日

(提出を行う自治体の首長名) 殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者)

法人名法人の所在地

印

代表者 役職・氏名

(担当者) (所属と氏名)

電話 ()

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり、届け出ます。

変更の内容	変更前	(変更前の名称、住所)	
	変更後	(変更後の名称、住所)	
変更年月日		変更の理由	(社名変更、工場名変更、本社の移転、
※整理番号	(記載しないこと)	※受理年月日	(記載しないこと)
※備考	(記載しないこと)		

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出（氏名変更届出書）が必要。

（事後の届出でかまわない。）

- ・届出工場の氏名（社名・、工場名）に変更があった場合には届出が必要。
- ・該当工場のほか、本社の氏名（社名）、住所に変更があった場合にも届出が必要。
- ・名称変更とは「商号変更」をいい、代表者の変更は対象とはならない。
- ・住所の変更とは社屋の移転をさし、住居表示の変更は対象とはならない。

特定工場承継届出書

平成 年 月 日

(提出を行う自治体の首長名) 殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者)

承継後の法人名法人の所在地

印

代表者 役職・氏名

(担当者) (所属と氏名)

電話 ()

特定工場に係る届出をしたものとの地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり、届け出ます。

被承継者	氏名又は 名称	(承継前の工場の名称)	
	住 所	(承継前の工場の本社の住所)	
特定工場の設置の場所	(工場の住所)	承 継 の 年 月 日	
		承 継 の 原 因	(合併、売買等)
※ 整理番号	(記載しないこと)	※ 受理年月日	(記載しないこと)
※ 備 考	(記載しないこと)		

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき、及び届出者の地位に相続または合併があったときは、届出(特定工場承継届出書)が必要。(事後の届出でかまわない。)

特定工場の一部を承継した場合や自工場に隣接する特定工場を承継した場合は、本条項による届出ではなく、前者は新設の届出、後者は新設又は変更の届出となる。

特定工場廃止届

記載上の注意

特 定 工 場 廃 止 届

平成 年 月 日

(提出を行う自治体の首長名) 殿

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者)

- 法人名
 法人の所在地
 代表者 役職・氏名

印

(担当者) (所属と氏名)

電話

下記のとおり、特定工場を廃止いたしますのでお届けします。

事業主の名称及び住所		
廃止の理由		(移転、土地売却、賃貸、閉鎖等について記載してください。)
廃止に係る特定工場の所在地		(廃止届の対象となる特定工場の所在地)
廃止に 係る特 定工場 の概要	所在地	
	規 模	(敷地面積、従業員人数等)
	主要製品	
	敷地面積	
	建築面積	
	生産施設面積	
従業員数		
廃止に伴う従業員の配置先等		
跡地の処分方法		
廃止(予定)年月日		平成 年 月 日

12 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表

○ γ は、生産施設面積の敷地面積に対する割合。

○ α は、既存生産施設用敷地計算係数。

敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)

	業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30／100
第2種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鋳物製造業	35／100
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40／100
第4種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	45／100
第5種	鋼管製造業及び電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）	50／100
第6種	でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55／100
第7種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60／100
第8種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65／100
第9種	電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）	75／100

既存生産施設用敷地計算係数 (α)

業種の区分	既存生産施設用 敷地計算係数 (α)
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業〔合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。〕、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業、〔医薬品原薬製造業を除く。〕を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属部品製造業及びロボット製造業を除く。）はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具、消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用・電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）及び産業用電機械器具製造業及び舶用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

13 資料

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

平成12年10月17日

条例第63号

改正 平成20年7月22日条例第40号
平成22年8月3日条例第48号

平成22年3月30日条例第14号

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例をここに公布する。

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定により、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて神奈川県の区域（横浜市、川崎市及び相模原市の区域を除く。）に適用する緑地面積率等に係る準則を別表のとおり定める。

一部改正〔平成22年条例14号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）のうち、別表に規定する第一種区域においてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「第一種区域施行日前工場等」という。）については、施行日から起算して1年間は、同表の規定は適用しない。

3 第一種区域施行日前工場等において、施行日から起算して1年を経過した日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときの同表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、同表の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（1）当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第一種区域施行日前工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げているか一つの業種に属する場合（以下「単一業種」という。）

$$G \geq \frac{P}{R} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{R} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25 S - G_1$ とし、

$0.25 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該第一種区域施行日前工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合（以下「兼業」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{R_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{R_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25 S - G_1$ とし、

$0.25 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

（2）当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単一業種

$$E \geq \frac{P}{R} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{r} (0.3 - \frac{E_0}{S}) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、

$0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} (0.3 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} (0.3 - \frac{E_0}{S}) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、

$0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

この項の式において、G、P、γ、G₀、S、G₁、n、P_j、γ_j、E、E₀及びE₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該第一種区域施行日前工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該第一種区域施行日前工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該第一種区域施行日前工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 4 別表に規定する第二種区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更が行われるときの同表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定については、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域施行日前工場等」とあるのは「既存工場等」と、「0.25」とあるのは「0.15」と、「0.3」とあるのは「0.2」と読み替えるものとする。
(検討)

- 5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第一種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域	100分の25以上	100分の30以上
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の15以上	100分の20以上

備考 工場等の敷地が第一種区域、第二種区域及びそれ以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合におけるこの表の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合（以下「割合」という。）につき、第一種区域又は第二種区域の割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地について適用し、それ以外の区域の割合が最も高い場合には、当該敷地について適用しない。

敷地外緑地等に関するガイドライン

平成23年3月10日
神奈川県商工労働局
産業部産業立地課

工場立地法運用例規集2-2-3②（工場立地法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）の運用にあたっては、地域の実情に応じて、敷地外緑地等の工場敷地からの距離その他の事項について基準（ガイドライン）を定め、判断を行うこととしています。

本ガイドラインは、本県において、敷地外緑地等が認められる場合やその判断基準の考え方を示すものです。（なお、本ガイドラインは、県内市町村が、地域の実情に応じ、個別にガイドラインを策定することを妨げるものではありません。）

敷地外緑地等が認められる場合

次の①から③の各要件をすべて満たす場合には、敷地外緑地等が認められ、勧告しないことができる。〔運用例規集2-2-3②〕

- ① 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない場合であること。
- ② 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。
- ③ 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

要件の判断基準

1 適用される工場について

現に設置されている特定工場、又は、現に設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる工場であって、工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（平成12年神奈川県条例第63号）別表に定める「第2種区域（※）」に設置されているもの。

※ 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域

2 緑地等を当該工場の敷地内に確保できないと認められる場合について

工場が立地する同一敷地内に未利用部分（※）がない。

※ 未利用部分とは、現在、生産施設・緑地・環境施設・その他（駐車場、倉庫等）に利用されておらず、将来も利用する可能性がない部分とする。

3 敷地外の土地に整備される緑地等について

(1) 敷地外の範囲

認められる範囲については、3(5)を参照

(2) 敷地外緑地等の規模及び形態

緑地については、工場立地法施行規則第3条及び工場立地に関する準則第2条ただし書きで規定されるものと同様の規模及び形態であること。

(3) 自社所有の土地以外への緑地等の整備

借地への緑地等整備や、協定に基づく公有地への緑地等整備についても、その継続性を判断した上で容認する。

(4) 実質的に緑地等に係る準則が満たされていると認められる場合

以下の算式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が工場立地法の準則を充足していること。

$$\text{緑地面積率} = \frac{\text{工場の敷地内緑地面積} + \text{敷地外緑地面積} (\times)}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の敷地面積} (\times)}$$
$$\text{環境施設面積率} = \frac{\text{工場の敷地内環境施設面積} + \text{敷地外環境施設面積} (\times)}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外環境施設の敷地面積} (\times)}$$

※ 緑地面積率及び環境施設面積率を算定する際は、敷地外緑地等が設置された敷地の敷地面積を敷地全体に含めるものとする。

(5) 周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合

敷地外緑地等が工場の立地する市町村内に整備される場合は、当該敷地外緑地等の整備は当該工場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認める。

なお、敷地外緑地等が上記の範囲外に整備される場合は、生活環境保持への寄与の有無を案件ごとに個別に判断するものとする。

14 索引

か	
環境施設の配置	10
環境施設面積	9
き	
既存工場	1, 3, 15
既存工場で兼業の準則計算	23
既存工場で単一業種の準則計算	17
既存生産施設用敷地計算係数 (α)	62
け	
兼業	14, 23, 30
県条例による準則計算式	16
建築面積	5
こ	
工場立地法	1
工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	2, 4, 15, 63
し	
敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)	61
敷地外緑地等に関するガイドライン	66
市町村担当窓口	32
実施の制限	13
実施の制限期間の短縮	13
氏名変更届出書	12, 58
準則	1
準則計算	15, 16
準則の備考	15
条例	2, 4, 15
条例の経過措置と準則計算	15, 16
新設工場	10
新設工場で兼業の準則計算	30
新設工場で単一業種の準則計算	29
せ	
生産施設面積	6
生産施設面積率	61
ち	
地域準則	2
重複	10
と	
特定工場	5
特定工場承継届出書	12, 59
特定工場廃止届	12, 60
届出先	32
届出書類一覧	33, 34
へ	
変更	11
り	
緑地面積	7

お問い合わせ先

神奈川県商工労働局産業部産業立地課産業立地グループ

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

T E L 045-210-5574

(市町村の担当窓口についてはP32をご覧ください)

平成24年2月